

京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年11月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第50号

京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第12条各号列記以外の部分中「第13条前段」を「第13条第1項前段」に改める。

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)